

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	小児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和5年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>藤沢市小児医療費助成条例及び藤沢市小児医療費助成条例施行規則、小児医療費助成事業実施要綱(神奈川県)に基づき、小児に係る医療費の一部を助成することにより、小児の健全な育成を支援し、小児の福祉の増進を図る。</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定及び藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3)医療受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 (4)医療証の返還に関する事務</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、医療サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第3条第1項及び別表第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当 0466-50-3580

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
平成29年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当	事後	
平成29年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成29年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	小児医療費助成ファイル	小児医療費助成情報ファイル	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3831	0466-50-3580	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	見直しを行った結果、しきい値判断結果の変更があり、新たに重点項目評価を実施
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日	令和2年1月1日	事後	重点項目評価の実施に合わせて再実施するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日	令和2年1月1日	事後	重点項目評価の実施に合わせて再実施するもの
令和2年3月13日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	小児医療費助成事業実施要綱(神奈川県)	事後	条例改正による審査に関する根拠の追加